



「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する特別相談窓口」の開設について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「**流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する特別相談窓口**」を、2025年2月13日(木)、埼玉県的全営業店に開設しました。

影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
さいたま支店	埼玉県さいたま市浦和区岸町4-25-13	048-822-5151
熊谷支店	埼玉県熊谷市本町2-95	048-525-3751

2. セーフティネット関連資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自のセーフティネット関連資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 (据 置 期 間)	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。